

## ○沖縄大学有期雇用職員就業規則

(1995年4月1日制定)

|    |             |            |
|----|-------------|------------|
| 改正 | 2005年8月1日   | 2019年7月29日 |
|    | 2007年11月12日 | 2020年4月13日 |
|    | 2012年12月17日 | 2021年6月14日 |
|    | 2016年3月24日  | 2024年6月24日 |
|    | 2018年3月13日  |            |

### (趣旨)

**第1条** この規則は、学校法人沖縄大学（以下「本学」という。）に勤務する有期雇用職員の就業に関する事項を定めるものとする。

2 この規則に定める事項のほか、有期雇用職員の就業に関する事項は、労働基準法（昭和22年法律第49号）の定めるところによる。

### (定義)

**第2条** この規則において「有期雇用職員」とは、第17条により1年以内の期間を定めて雇用された者をいう。

2 有期雇用職員のうち嘱託職員は、次に掲げる職の職員とする。

(1) 人員確保が困難である職

(2) 職務の遂行に当たって特に優れた知識又は技能を必要とする職

3 前項各号に掲げる職に該当するか否かは、事務職人事委員会で決定する。

### (規則の遵守の義務)

**第3条** 有期雇用職員は、この規則の定めるところに従い、その職責を遂行し、本学の教育・研究事業の発展に努力しなければならない。

### (禁止行為)

**第4条** 有期雇用職員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本学の秩序又は規律をみだすこと。

(2) 職務上知り得た秘密をもらすこと。その職を退いた後も同様である。

(3) 就業時間中に政治活動又は業務に関係のない活動を行うこと。

(4) 職務を利用して自己の利益を図ること。

### (勤務時間)

**第5条** 勤務時間は、沖縄大学職員就業規則（1994年4月1日制定）第10条の職

## 第5編 人事・給与 （沖縄大学有期雇用職員就業規則）

員の勤務時間に準ずる。

### （始業時刻及び終業時刻の変更）

**第6条** 理事長は、業務上必要があると認めた場合は、前条の規定にかかわらず、始業時刻及び終業時刻を変更することができる。

### （休憩時間）

**第7条** 休憩時間は、沖縄大学職員就業規則第10条の職員の休憩時間に準ずる。

### （休日）

**第8条** 休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日を含む週2日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (4) 本学創立記念日
- (5) 6月23日（慰霊の日）
- (6) その他理事会において定める日

### （遅刻・早退・欠勤手続）

**第9条** 病気その他やむを得ない事由により遅刻、早退又は欠勤する場合は、速やかに所属長に届け出なければならない。病気欠勤が引き続き7日以上に及ぶときは、医師の診断書を添付しなければならない。

### （勤務時間中の離席）

**第10条** 有期雇用職員は、勤務時間中に、外出等の理由により一時的に所定の勤務場所を離れる場合は、公私を問わず所属長の承認を得なければならない。

### （超過勤務及び休日勤務）

**第11条** 所属長は、有期雇用職員に超過勤務及び休日勤務を行わせてはならない。ただし、真にやむを得ず超過勤務及び休日勤務を行わせる場合には、事務局長の許可を得なければならない。

- 2 前項ただし書により休日に勤務を命じたときは、当該勤務した休日を他の休日でない日と振り替えることができる。

### （年次有給休暇）

**第12条** 有期雇用職員が継続して任用された期間が2か月を超えた場合、1月につき1日の年次有給休暇を与えるものとする。当該任用期間が6か月を超えた場合は、通算して10日を超えない範囲内で年次有給休暇を与えるものとする。年次有給休暇は、別表第1のとおり勤続期間に応じた日数を付与する。

- 2 有期雇用職員が契約を更新した場合も、前項の規定同様に、継続して任用された期間が2か月を超えた場合、1月につき1日の年次有給休暇を与えるものとする。

る。

- 3 前項の規定にかかわらず、週の所定労働時間が30時間未満であり、かつ、週の所定労働日数が4日以下（週以外の期間によって所定労働日数を定める有期雇用職員については年間所定労働日数が216日以下）の労働者に対しては、別表第2のとおり所定労働日数及び勤続期間に応じた日数の年次有給休暇を与えるものとする。
- 4 有期雇用職員が前項の規定による年次有給休暇を受けた日の基本給の額は、所定時間勤務したときに支払われる基本給の相当額とする。

(年次有給休暇の届出)

- 第13条** 有期雇用職員が年次有給休暇を受けようとするときは、あらかじめ(前日の所定終業時刻まで) 所属長に届け出なければならない。
- 2 前項の場合において、業務上支障があると認められる場合には、所属長は、年次有給休暇を受ける時間及び期間を変更させることができる。
  - 3 年次有給休暇は、1日を単位として与えるものとする。ただし、有期雇用職員から要求があるときは、1時間を単位として与えることができる。

(特別休暇)

- 第14条** 有期雇用職員は、別表第3の左欄に掲げる事由の一に該当するときは、それぞれ同表の右欄に掲げる日数又は時間の特別休暇を受けることができる。
- 2 同表3の項から12の項までに定める休暇は有給とし、他の休暇は無給とする。
  - 3 第8条の休日をその期間に含む特別休暇を取得する場合にあっては、当該休日 は、当該特別休暇に含まれるものとする。

(特別休暇の届出)

- 第15条** 有期雇用職員は、前条に規定する特別休暇を受けようとするときは、その理由及び期間を明示して所属長に届け出て、その承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができなかった場合は、事後速やかに届け出なければならない。

(育児・介護休業等)

- 第16条** 有期雇用職員の育児・介護休業等については、沖縄大学職員育児・介護休業等に関する規程（2007年7月9日制定）に定められている職員の育児・介護休業等の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、子の看護休暇及び介護休暇については無給とする。

(採用)

- 第17条** 有期雇用職員の採用は、選考により、理事長が行う。
- 2 選考を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

## 第5編 人事・給与 （沖縄大学有期雇用職員就業規則）

- (1) 自筆の履歴書
- (2) 最終学校の卒業（見込）証明書
- (3) その他本学が特に指定した書類

### （期間）

**第18条** 雇用期間は1年以内とする。ただし、業務の都合により1年を超えて就労が見込まれるときは、契約を更新することができる。

- 2 更新できる期間は、有期雇用職員が年齢60歳に達する年度末（3月31日）までとする。

### （高齢者雇用の特例）

**第18条の2** 理事長が必要と認めた場合には、前条第2項の規定にかかわらず、60歳以上の者を雇用することができる。

- 2 前項の者の雇用期間は、当該有期雇用職員が年齢65歳に達する日以後における最初の年度末までを限度とする。
- 3 理事長は、前項の規定にかかわらず、特殊な技能・知識を有する者で業務遂行上特に必要があると認めたものについて、65歳を超え70歳に達するまで雇用することができる。
- 4 前項の者の雇用期間は、当該有期雇用職員が年齢70歳に達する日以後における最初の年度末までを限度とする。

### （学部・学科新設に伴う雇用期間の特例）

**第18条の3** 前条第2項の規定にかかわらず、学部・学科を新たに設置する際に雇用する有期雇用職員の雇用期間は、当該新たに設置する学部・学科の完成年度までとする。

- 2 理事長は、前項の規定により雇用した有期雇用職員が同項の規定により退職すべきことになる場合において、その有期雇用職員の職務の特殊性又はその有期雇用職員の職務の遂行上の事情からみて、その退職により当該新たに設置された学部・学科の運営に支障が生ずると認められる理由があるときは、前項の規定にかかわらず、その有期雇用職員の任期を、1年を限度として更新することができる。

### （異動）

**第19条** 理事長は、業務の都合により、有期雇用職員の職務の変更又は配置換え等の異動を行うことができる。

### （解雇）

**第20条** 有期雇用職員が次の各号の一に該当する場合は、解雇することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

## 第5編 人事・給与 (沖縄大学有期雇用職員就業規則)

- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (5) 成年被後見人又は被保佐人となった場合
- (6) 天災事変その他やむを得ない事由により本学の事業継続が困難な状況になった場合
- (7) その他前各号に準ずるやむを得ない事由のある場合

2 理事長は、前項の規定により有期雇用職員を解雇しようとするときは、少なくとも30日前に予告しなければならない。30日前に予告しない場合は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない。

3 前項の予告の日数は1日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。

### (退職)

**第21条** 有期雇用職員が次の各号の一に該当するときは、退職とする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 雇用期間が満了したとき。
- (3) 退職を願い出て許可されたとき。

### (退職の願出)

**第22条** 有期雇用職員は、退職をしようとするときは、2週間前までに退職願を所属長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由のあるときは、この限りでない。

### (表彰及び懲戒)

**第23条** 有期雇用職員の表彰及び懲戒については、沖縄大学職員就業規則第6章(表彰及び懲戒)の規定を準用する。

### (給与)

**第24条** 有期雇用職員の給与は、基本給、時間外勤務手当、通勤手当及び期末手当とする。

- 2 有期雇用職員の基本給及び期末手当は、事務職人事委員会の議を経て、常任理事会が決定する。
- 3 有期雇用職員の基本給は、1時間当たりの賃金に勤務時間数を乗じて得た額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、有期雇用職員のうち嘱託職員の基本給は、月給とする。

### (時間外手当)

**第25条** 時間外勤務手当の額は、労働基準法第37条の規定により算定した額とす

## 第5編 人事・給与 (沖縄大学有期雇用職員就業規則)

る。

### (通勤手当)

**第26条** 通勤手当は、1日当たりの実費相当額を通勤回数に応じて支給する。ただし、最も経済的な通常の交通機関を利用するものとする。

### (計算期間及び支給日)

**第27条** 給与は、月の11日から翌月の10日までを計算期間とする。

2 給与の支給日は、月の末日とし、その日が日曜日、土曜日又は第8条第2号の休日にあたる場合は、その日前において最も近い日曜日、土曜日又は第8条第2号の休日でない日を支給日とする。ただし、特に必要があるときは、理事長は、これを変更することができる。

### (健康診断及び予防接種)

**第28条** 有期雇用職員は、本学が定期又は臨時に行う健康診断及び予防接種を受けなければならない。

2 衛生上必要があると認めるときは、理事長は、有期雇用職員に医師の診断を受けるよう命ずることができる。

### (健康保持の措置)

**第29条** 理事長は、前条第2項の規定による診断の結果に基づき、有期雇用職員に勤務時間の制限、勤務の転換、治療その他当該有期雇用職員の健康保持上必要な措置を命ずることができる。

### (伝染病の届出)

**第30条** 有期雇用職員が、自己、同居の者又は近隣の者が法定又は届け出を要する伝染病にかかり、又はその疑いがある場合は、直ちに理事長に届け出て、その措置に従わなければならない。

### (災害補償)

**第31条** 業務上の事由による有期雇用職員の負傷、疾病、障害、死亡等に対する補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

### (損害賠償)

**第32条** 有期雇用職員が、故意又は重大な過失により、本学に損害を及ぼしたときは、損害の全部又は一部を賠償させることがある。

### (無期雇用契約転換の申込等)

**第33条** 有期雇用職員のうち、通算契約期間が5年を超える者は、所定の様式で申込むことにより、現在の有期雇用契約満了日の翌日から、期間の定めのない雇用契約（以下「無期雇用契約」という。）への転換をすることができる。

2 前項の通算契約期間は、2013年4月1日以降に開始する有期雇用契約の契約期

## 第5編 人事・給与 (沖縄大学有期雇用職員就業規則)

間を通算するものとし、現在の有期雇用契約については、その末日までの期間とする。ただし、雇用契約が締結されていない期間が連続して6か月以上ある有期雇用職員については、それ以前の契約期間を通算契約期間に含めない。

- 3 無期雇用契約転換の申込みをしようとする有期雇用職員は、現在の有期雇用契約期間満了日の30日前までに、無期雇用契約転換申込書を理事長へ提出するよう努めなければならない。
- 4 所定の要件を備えた前項の申込みがあった場合、理事長は、無期雇用契約転換申込受理通知書を申込者に交付する。

### (無期雇用契約転換後の規定の適用)

**第34条** 前条の手續に基づき無期雇用契約へ転換した有期雇用職員（以下「無期転換職員」という。）については、この規則を適用する。

### (無期転換職員の労働条件)

**第35条** 無期雇用契約に転換後の労働条件は、無期雇用転換前の有期雇用契約時と同様とする。

- 2 沖縄大学職員就業規則第16条の規定は、無期転換職員の年次有給休暇について準用する。
- 3 沖縄大学職員就業規則第26条の規定は、無期転換職員の解雇について準用する。
- 4 沖縄大学職員就業規則第21条第1項及び第22条の規定は、無期転換職員の休職について準用する。ただし、無期転換職員の休職の期間は、同条各号に定める期間のそれぞれ2分の1とする。
- 5 無期転換職員の休職については無給とする。

### (無期転換職員の職種・勤務場所)

**第36条** 無期転換職員の職種又は勤務場所が変更されることはない。

### (無期転換職員の定年)

**第37条** 無期転換職員の定年年齢は、満60歳とする。

- 2 無期転換職員が前項の定年年齢に達したときは、当該定年年齢に達した日以後の最初の3月31日に定年退職する。

### (無期転換職員の定年後再雇用)

**第38条** 前条の規定により定年退職した無期転換職員について、理事長が特に必要と認めた場合は、1年を単位として再雇用することが出来る。但し、65歳を超えて更新することはできない。

### (改廃)

**第39条** この規則の改廃は、常任理事会が行う。

### 附 則

第5編 人事・給与 （沖縄大学有期雇用職員就業規則）

この規則は、1995年4月1日から施行する。

附 則（2005年8月1日改正）

この規則は、2005年8月1日から施行する。

第262回 学内理事会（2005年8月1日）承認

附 則（2007年11月12日改正）

この規則は、2007年11月12日から施行する。（第12条改正）

附 則（2012年12月17日）

この規程は、2012年12月17日から施行する。（法人名の変更）

附 則（2016年3月24日）

この規則は、2016年3月24日から施行する。

附 則（2018年3月13日）

この規則は、2018年4月1日から施行する。（無期雇用契約の転換）

附 則（2019年7月29日）

この規則は、2019年7月29日から施行する。（高齢者雇用の特例）

附 則（2020年4月13日）

この規則は、2020年4月1日から施行する。（通勤手当）

附 則（2021年6月14日）

この規則は、2021年6月14日から施行する。（無期転換職員の労働条件）

附 則（2024年6月24日）

この規則は、2024年6月24日から施行する。（第14条第2項及び別表第3改正）